

半田市告示第95号

半田市放置自転車等防止条例（昭和63年半田市条例第14号）第11条第5項の規定により、  
自転車等の保管及び処分について次のとおり告示する。

令和8年10月16日

半田市長 久 世 孝 宏

1. 放置場所及び放置台数 （ ）は原動機付自転車の内数

|           |   |   |            |    |   |
|-----------|---|---|------------|----|---|
| 名鉄青山駅区域   | 6 | 台 | J R 東成岩駅区域 |    | 台 |
| 名鉄成岩駅区域   |   | 台 | J R 半田駅区域  | 3  | 台 |
| 名鉄知多半田駅区域 | 2 | 台 | J R 乙川駅区域  |    | 台 |
| 名鉄住吉町駅区域  |   | 台 | J R 亀崎駅区域  | 5  | 台 |
| 名鉄半田口駅区域  | 1 | 台 |            |    |   |
| 計         |   |   |            | 17 | 台 |

2. 移動した日 令和 8 年 10 月 14 日

3. 保管場所 半田市瑞穂町7丁目12番地1

4. 保管期間 令和 8 年 10 月 14 日 から  
令和 8 年 11 月 29 日 まで

5. 連絡先 半田市総務部防災安全課（市役所4階）  
〒475－8666 半田市東洋町二丁目1番地  
TEL 0569－84-0626 Fax 0569－84-0640

6. 処分する日 令和 8 年 11 月 29 日 以降

7. 返還を受けるための必要事項

- ・通 知 書
- ・手数料 1,000円